

## 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の加速化を求める意見書

東日本大震災と原子力災害から12年が経過した。この間、国は、福島県の創造的復興の加速化に向けて取り組んでいるところであるが、住民帰還や復興加速化に不可欠な除染は帰還困難区域を除いて完了し、昨年12月末時点で、県内の除去土壌等のほぼ全量である約1,400万m<sup>3</sup>が大熊・双葉両町に設置されている中間貯蔵施設へ搬入されたことから、令和27年3月までの県外最終処分に向けた取組を加速させるべき時期に差し掛かっている。

当県復興の大前提となる福島第一原子力発電所の廃炉を進める上で要となるALPS処理水の処分については、国により、本年の春から夏頃に海洋放出が行われる方針が確認されているが、その過程には、日々、処理水が増え続けるという切迫感に駆られる状況の中において、数年にわたり、国民の目に見える形で様々な議論がなされてきた。一方で、除去土壌等の処分については、減容処理や公共工事等での再利用が検討されるなど、最終処分量の低減が期待されていることに加え、県外最終処分の期限まで20年以上もあることから、積極的な議論が進んでいるとは言い難く、国民の認知度や理解度も低い状況にある。また、県外での最終処分を進めるに当たっては、その候補地の選定や除去土壌等の輸送など課題が山積しており、解決には相当の期間を要することから、早い時期からの用意周到な取組が求められている。

除去土壌等の県外最終処分は、大熊・双葉両町が中間貯蔵施設の受入れについて苦渋の決断を下す際、また、地域住民の協力を得る際、国がその実現について約束したものであり、法律に定められた国の責務である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 除去土壌等の県外最終処分に向けて、全国民的な理解醸成活動を更に推進するとともに、令和27年3月までの県外最終処分に向けて、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を早期に明示し、国民の目に見える形で取組を加速化させていくこと。
- 2 今後、新たな除染により発生する除去土壌等の全ての搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すこと。また、除去土壌等を効率的に処理するため減容技術等の開発を進めるとともに、放射能濃度の低い土壌等を公共工事等の再生資材として利用するための実証事業を更に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
環境大臣  
復興大臣

福島県議会議長 渡辺義信